

第 5 章

生徒指導に関する危機管理

I 危機管理の基本的な考え方と体制の確立

【ポイント】

- ・ 児童生徒及び教職員の命を守り、安全を確保すること
- ・ 教職員と児童生徒や保護者との信頼関係を保つこと
- ・ 児童生徒や教職員の心理的動揺を防ぎ、学校を安定した状態にすること
- ・ 学校に対する社会的な信用や信頼を守り、回復（獲得）のチャンスとすること

学校が安全で安心な環境であることは、児童生徒の学力向上や社会性の発達、健やかな成長や体力の増進につながる前提条件になります。

学校で発生した事案だけでなく、児童生徒の個人的な事柄や地域社会における出来事からの影響を受け、緊急対応が必要になる場合もあります。

また、地域社会レベルの危機では、自然災害のように多くの児童生徒が類似した危機を同時に経験する場合があります、休日や夜間であっても安否確認や居住場所、通学路の安全の確認が必要になります。教職員個人の危機についても、児童生徒への影響が想定される場合には学校としての対応が求められます。このような学校における危機管理の目的には、次の4点があると考えられます。

- ① 児童生徒及び教職員の命を守り、安全を確保すること
- ② 教職員と児童生徒や保護者との信頼関係を保つこと
- ③ 児童生徒や教職員の心理的動揺を防ぎ、学校を安定した状態にすること
- ④ 学校に対する社会的な信用や信頼を守り、回復（獲得）のチャンスとすること

これらの目的を踏まえ、各学校の実態に即した「危機管理マニュアル」を作成し、防災訓練のようにシミュレーションしておくことが重要です。

1 初動の危機管理

(1) 学校における緊急対策本部の設置

ア 管理職の他、生徒指導主事や保健主事、学年主任、養護教諭、さらに関係する教職員を加えた緊急対策本部を編成し、随時会議を開催できる体制を整えます。

イ 緊急事態発生直後は、安全確保や連絡等の対応が優先されるため、すぐに開催することは難しい場合がありますが、緊急対策本部会議と職員会議を合わせて、1日3回程度は開催できるようにします。

ウ 学校全体の対応方針や報道対応、関係児童生徒の保護者対応等は、校長を中心とする対策本部で協議・決定します。なお、必要に応じて、教育委員会から関係課の職員を派遣し、情報共有を行いながら、現地での助言を行います。

(2) 関係児童生徒及びその保護者への対応

- ア 被害等に遭った児童生徒が存在する事案の場合、何よりも大切なことは、当該児童生徒及びその保護者の心情に寄り添った対応を行うことです。
- イ 当該児童生徒が救急搬送された場合には、担任や養護教諭等が搬送先に同行するとともに、状況に応じて管理職等も可能な限り速やかに搬送先に向かうことが望ましいです。

2 事後の危機管理

(1) 他の児童生徒及び保護者への対応

ア 事前の準備・体制構築

- (ア) 学校管理下（登下校を含む）で事件・事故・災害等が発生すると、憶測に基づく誤った情報や不安等の拡大が懸念されます。このような事態を防ぐためには、必要に応じて、児童生徒やその保護者に対する説明の機会を設けることも重要です。
- (イ) どのような場合に児童生徒や保護者への説明を行うかについては、あらかじめ検討し、目安とする判断基準を危機管理マニュアルに定めておくことが望まれます。また、説明等の中で公表する情報について、あらかじめ関係児童生徒の保護者に確認し、承諾を得ておくことも改めて記載し、確実に実施できるようにしておく必要があります。
- (ウ) 児童生徒・保護者への説明について、その方法や内容、留意点等を記載しておくことで円滑に対応できます。その際、児童生徒への説明に関しては、心のケアについても記載します。また、保護者への説明については、発生した事件・事故・災害等の概要だけでなく、学校の対応状況や今後の見通し、保護者への協力依頼なども併せて伝える必要があるため、それらを伝え忘れることがないよう、文書や説明会での情報提供内容について、あらかじめ基本的な事項を洗い出しておくことが有効です。

イ 児童生徒への説明

- (ア) 児童生徒に事案の説明を行う際には、憶測や流言で混乱しないよう、正確な情報に基づいた上で、内容の取捨選択や表現の工夫が必要です。
- (イ) 集会等を行う場合は、複数の教職員が児童生徒の表情や言動の様子が把握できるよう、児童生徒を適度な人数に分けて行うことも考えられます。気分や調子を崩す児童生徒が出ることも想定し、対応できるようにあらかじめ準備しておきます。

ウ 保護者への説明

(ア) 緊急保護者会等を開催する場合、事案の説明のみならず、児童生徒のストレス反応の見分け方や、家庭での観察や適度に関わることの重要性、学校における児童生徒の支援体制についての説明などを行います。

(イ) 状況に応じて、保護者へのカウンセリングを行える体制も構築します。

(2) 児童生徒の心のケア

ア 事前の準備・体制構築

(ア) 学校保健安全法第 29 条第 3 項では、学校は、事故・災害等で危害を受けた児童生徒や心理的外傷など心身の健康に影響を受けた児童生徒等その他関係者について、心身の健康を回復するために必要な支援を行うものとされています。このため、危機管理マニュアルでは、事後対応の一環として、心のケアに関する事項も明確にしておく必要があります。

(イ) 心のケアの必要性などを判断する上で重要な児童生徒の心身の健康状態を把握する方法・手順について、保護者との連携方法も含めて定めておきます。また、危機発生直後、強いストレスにさらされたことのある子供にトラウマ反応が現れたときの対応方法についても記載しておくこと、教職員がそれを目安に対応することができます。

(ウ) 具体的な心のケア体制についても、その体制の内容や立ち上げ手順などを定めておきます。学校で心のケアを実施するに当たっては、必要に応じて地域の医療機関、その他の関係機関との連携を図るよう努めることも求められています。心のケア体制については、必要に応じて専門家・専門機関等が加わることを可能としておくほか、地域の医療機関等との連携について別途定めておくことも有効です。

イ 児童生徒への対応

(ア) 児童生徒への直接的な対応を行う教職員は、SCによる教職員研修を受け、緊急事態発生時に児童生徒に起こりうるストレス反応や、児童生徒を観察する際の視点等について共有した上で、個別面談を行い、気になる児童生徒、配慮が必要と考えられる児童生徒等についてリストアップすることが望ましいです。また、文部科学省作成の「こころとからだのチェックリスト」などを使って児童生徒の心身の不調を把握し、必要な支援を行うことも必要です。事案と関係が遠い児童生徒が、思わぬ強い反応を示すこともあります。また、明らかにストレスがかかる状況にもかかわらず、あまりにもチェックリストの得点が低い場合には、無理をしていたり、抑圧したりしている可能性があることに注意します。

- (イ) S Cの助言や見立てを共有しながら、継続的な支援が必要な場合は、S Cによる継続した支援、あるいは医療等の外部機関と連携することを早期に検討します。

(3) 報道機関への対応

ア 事前の準備・体制構築

- (ア) 事件・事故・災害等の発生後には、報道機関から取材を求められることもあります。これに適切に対応することは、無用な混乱、誤解や不信を招かないためにも重要です。
- (イ) 報道機関への対応窓口は、原則として一本化することが必要です。教育委員会と協議することや、学校で対応する場合には、原則として校長が対応することについて、危機管理マニュアルに定めておきます。
- (ウ) 報道機関への対応には、様々な留意点があります。関係児童生徒やその保護者の心情に配慮しつつ、正確な事実情報を提供する上で留意すべき事項や、報道機関との信頼関係を構築する上での留意点、学校現場に混乱を引き起こさないために報道機関に要請すべき事項、取材対応で注意すべき点などは、事前に検討した上で危機管理マニュアルに記載しておきます。
- (エ) 報道機関を敵視しないことや、お互いにきちんと名乗り、名刺交換等を行うなどの基本的なマナーを守ることが重要です。直接対応する校長が、報道機関を非難したり、対決姿勢で臨んだりすると、学校全体に報道機関を敵視する意識が生まれ、その雰囲気は相手側にも伝わることで関係がこじれることがあります。そうならないためにも、まずはお互いに名乗り、名刺交換を行うなど、初対面時の基本的なマナーを守るようにします。

イ 個別取材対応の留意点等

- (ア) 報道機関への対応窓口は、原則として校長に一本化することが必要です。校長不在時には、教頭等から校長の在校時間を伝え、かけ直す（出直す）よう伝えます。
- (イ) 児童生徒や保護者、P T A役員対応など、説明可能な予定がある場合にも、同様の対応を行います。

ウ 回答内容に係る留意点

(ア) 報道機関からの問合せに対し、学校として誠実な回答をしなければならない一方で、学校から個人情報等を公表することはできません。そのため、児童生徒が関わる事案である場合は、関係児童生徒及びその保護者と事前に公表する内容を確認・調整しておく必要があります。特に、重大な事案であればあるほど、公表できる内容は少なく、報道機関から「隠蔽するのか。」等の追及を受けて対応方針が揺らいでしまうおそれも生じます。だからこそ、関係児童生徒及びその保護者と十分に連携を行った上で想定を作成し、「学校からお伝えできるのはここまでです。御理解ください。」「御家族（御遺族）からは〇〇と聞いています。」などの表現に留める裏付け（根拠）を持つておくことが必要です。

(イ) 背景調査を実施していない段階で「いじめやトラブル等はなかった。」「教員による不適切な対応等はなかった。」などと決め付けた説明はできません。「〇〇について、現時点では把握していない。」「〇〇の可能性も含め、今後調査を行う。」等の回答を行うことが望ましいです。

(4) 教職員の心のケア

校長は、事件・事故・災害等が発生した後、対応に当たる（当たった）教職員及び自身や家族が被災するなどした教職員について、過度のストレス状況を避けるなど、心の健康に配慮するため、例えば次の対応を検討します。

- ① 当該教職員に、現実的な配慮を行う。
- ② 報道対応の窓口を一本化する。
- ③ 不要不急の業務を判断し、教職員の業務分担を見直したり、応援を依頼したり、臨時の人員配置などを検討する。
- ④ 教職員の心の健康に関する研修会やチェックなどを実施する。
- ⑤ 休みを取ることが当該教職員の不利にならないように配慮する。
- ⑥ 1日の勤務時間が終了する前に、教職員間でその日の活動を振り返る時間をつくり、自由に安心して話せる環境下で、児童生徒に関する情報共有とともに、自身の体験やそれに伴う感情を語り合う機会を設ける。

(5) 調査

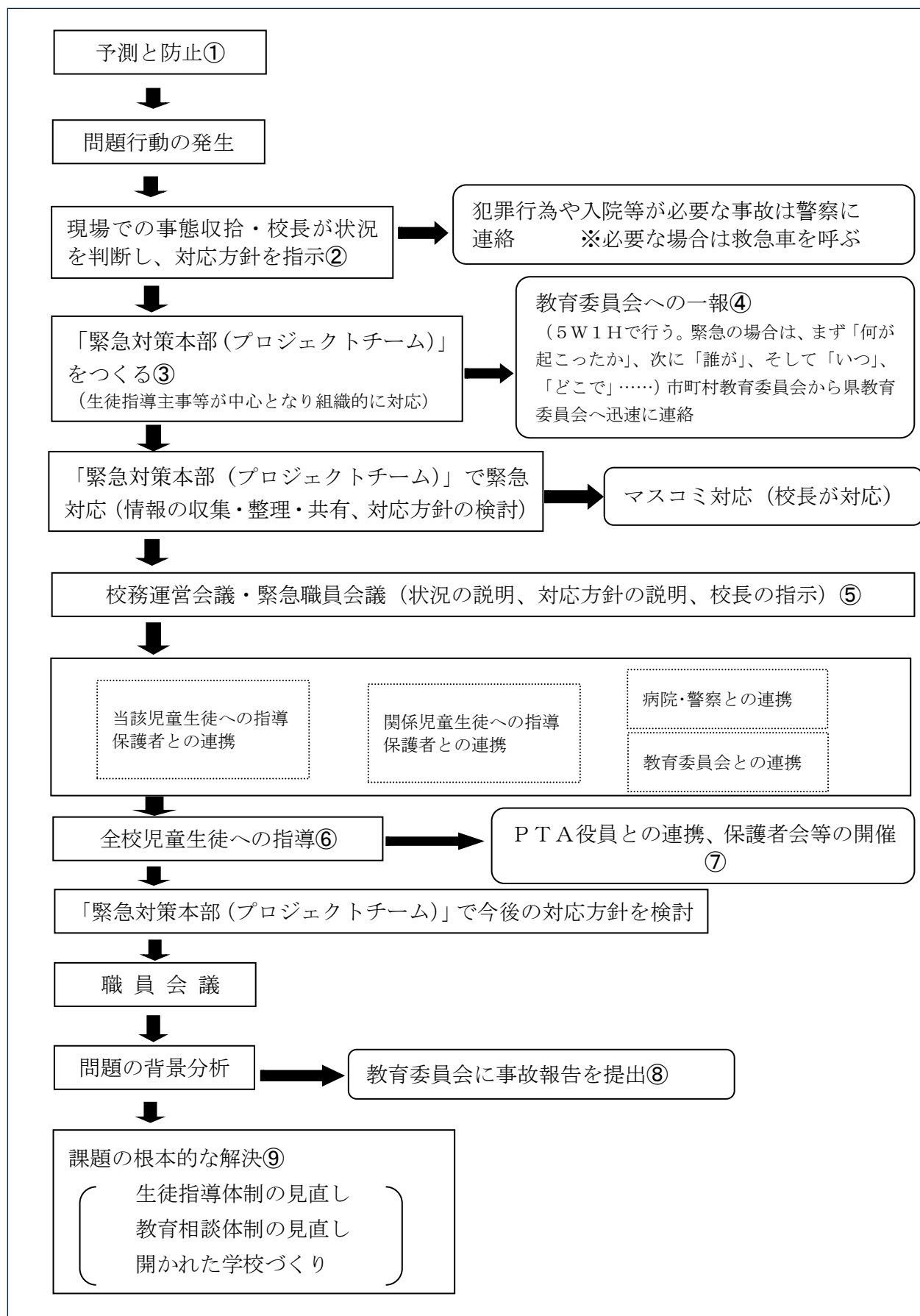
ア 事前の準備・体制構築

(ア) 文部科学省の定める「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月）及び「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月）では、自殺又は自殺が疑われる死亡事案や、学校管理下における事故を検証し、今後の対策に生かすため、原則として学校が実施する「基本調査」と、原則として学校設置者が実施する「詳細調査」の2段階からなる調査について示しています。

- (イ) 原則として学校が実施する「基本調査」は、事実関係を整理するため、調査対象となる事案の発生後速やかに着手して、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものです。危機管理マニュアルには、こうした対応を円滑に進めるため、あらかじめ必要な事項を定めておく必要があります。
- (ウ) 「基本調査」の調査対象範囲、調査体制のほか、調査として実施する教職員や児童生徒等からの聴き取り方法、記録の取り方などを具体的に定めておきます。また、聴き取り対象となる教職員・児童生徒等の心のケアや、記録等の取扱いなど、調査に際して留意すべき事項も明記します。加えて、「基本調査」を受けて学校設置者等が実施する「詳細調査」への対応についても記載しておくことで、教職員間の共通認識とすることができます。

【生徒指導上の諸課題に関する危機管理(例)】

(①～⑨については次頁参照)



【①～⑨についての説明】

① 予測と防止（リスクマネジメント）

全国や県内、同じ地区内や近隣の保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校等で起きている事案や過去に起きた事案の情報を収集し、自校に当てはめて分析します。その上で、自校でも起こりうると心配される事態などについて、学校の指導方針を整理し、保護者や地域へ説明し、依頼することがあればお願いしておきます。また、現在は危機的状況ではないが、近い将来に危機が訪れる可能性がある場合は、実態を正確に把握し適切な対応を行い、危機の回避を図ります。さらに、年度の初めには緊急の連絡先（教職員の連絡先一覧、保護者の連絡先一覧、病院、警察署、消防署、保健所など）を確認し、整理しておきます。

校内における具体的な情報収集方法としては、次のようなものが考えられます。

- | | |
|-----|--|
| (例) | <ul style="list-style-type: none">・ 個人面談、家庭訪問、アンケートによる児童生徒や保護者の状況把握・ 校内研修会や生徒指導主事研修会での協議・ 地域懇談会での話し合い・ 非行・薬物乱用防止教室による未然防止指導・ 校外指導での地区状況の把握 |
|-----|--|

② 現場での事態收拾

複数の教職員で現場に急行し、事態を收拾するとともに、校長に報告します。群集行動を抑制するとともに、当該児童生徒から迅速に事情を聴き、事実関係を正確に把握します（当該児童生徒が複数の場合は別々に事情を聴く）。重大な事件・事故は、速やかに警察等に連絡します。救急措置が必要である場合は、救急車を呼びます（救急車を呼んだときは、必ず警察にも連絡する）。

③ 緊急対策本部（プロジェクトチーム）編成

重大な生徒指導上の諸課題に対しては、「プロジェクトチーム」をつくり対応します。「プロジェクトチーム」をつくる目的は、校長を中心として、「迅速に」、「組織的に」、「見落としがないように」対応するためです。まず、児童生徒及び教職員の安全を、次に学校の秩序と信頼を守ることを最優先とします。

【緊急対策本部（プロジェクトチーム）について（例）】

《校長の役割》

- ・ 緊急対策本部（プロジェクトチーム）の設置について判断する。
- ・ 事態への明確な対応方針を決定し、校内の指揮に当たる。
- ・ 生徒指導主事、保健主事、養護教諭等を全体の体制の中に明確に位置づけるなど、教職員が一致協力できる体制を図る。
- ・ 緊急職員会議で指示・報告、教育委員会と連携、マスコミへの対応を行う。

《緊急対策本部（プロジェクトチーム）の機能》

- ・ 情報の収集・整理・分析・まとめ
- ・ 緊急対応策の検討（根本的な対応策の検討）
- ・ 教職員との連絡、調整

「緊急対策本部（プロジェクトチーム）」の構成

人間関係のある教職員を入れるなど、柔軟に実質的に構成

（校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、担任、副担任、教科担任、部活動担当者など）

《生徒指導主事の役割》

- ・ 校長の指示の下で教職員との連絡調整
- ・ 各機能に従事する教職員への助言
- ・ 校外との連絡の窓口
- ・ 事態を把握し校長への報告・相談

※必要に応じてＳＣを緊急対策本部（プロジェクトチーム）に位置付ける。

→	事実関係の把握と当該児童生徒への対応機能	・ 事実把握（迅速・正確・同時進行） ・ 保護者との連携 ・ 家庭訪問等による事実確認 ・ 学校方針の説明 ・ ケガ・盗難等における初期の見舞い、お詫び
→	教職員共通の意思形成機能	・ 校務運営会議の開催（各分掌の役割を指示） ・ 緊急職員会議の開催（事実の説明、方針の確認）
→	児童生徒への対応機能	・ 全校集会等の開催（児童生徒への説明） ・ 教育相談体制の見直し
→	保護者への対応機能	・ 保護者会等の開催（事実関係と方針の説明） ・ 文書による説明
→	関係機関等への対応機能	・ 校外からの連絡の窓口 ・ 学校方針の説明 ・ マスコミへの対応、記録・整理

④ 教育委員会に連絡

事件・事故は、迅速に教育委員会に第一報を入れます。

報告については5W1Hが基本ですが、5W2HYTTIにより報告をします。

H（ハウマッチ）……解決するのに必要な経費を概算する。経費の確保。

Y（イエスタデイ）……昨日まではどうであったか。

T（トゥデイ）……今日の状況はどうであるか。

T（トゥモロウ）……明日以降の中・長期的展望はどうであるか。

I（インフエランス）…児童生徒、保護者、県民に対する影響を考える。

⑤ 校務運営会議・緊急職員会議

緊急対策本部（プロジェクトチーム）で整理検討したことについて説明し、指示を徹底させます。また、全教職員に説明する必要がある重大な事案について、緊急に職員会議を開催します。

危機的な状況のときこそ、校長のリーダーシップが要求されるときです。校長が事件の状況を説明し、対応方針、教職員の役割分担、今後の日程等について明確に指示します。

⑥ 全校児童生徒への指導

混乱を起こさないこと、プライバシーを守ることを基本に行います。被害児童生徒及び保護者の了解を取っておくことが必要です。

⑦ 保護者との連携

オープンな対応が基本です。学校の方針に理解と協力を求めています。必要があれば、全保護者対象の説明会を行います。特に、日常的にPTA役員と連携し、信頼関係をつくっておくことが必要です。

⑧ 教育委員会への事故報告の提出

まとめについては、4Cの原則により作成します。

【4Cの原則】

コレクト（正確に）……特に数字、固有名詞は慎重に。

コンサイス（簡潔に）…無駄のない簡潔な書き方やタイトルの工夫。

クリア（明瞭に）……結論は何か、根拠は何かを明確に。

カラー（彩り）……色刷りという意味でなく、レイアウトの工夫。

⑨ 課題の根本的な解決

二度と事件を起こさないための未然防止の在り方について、様々な角度から検討します。

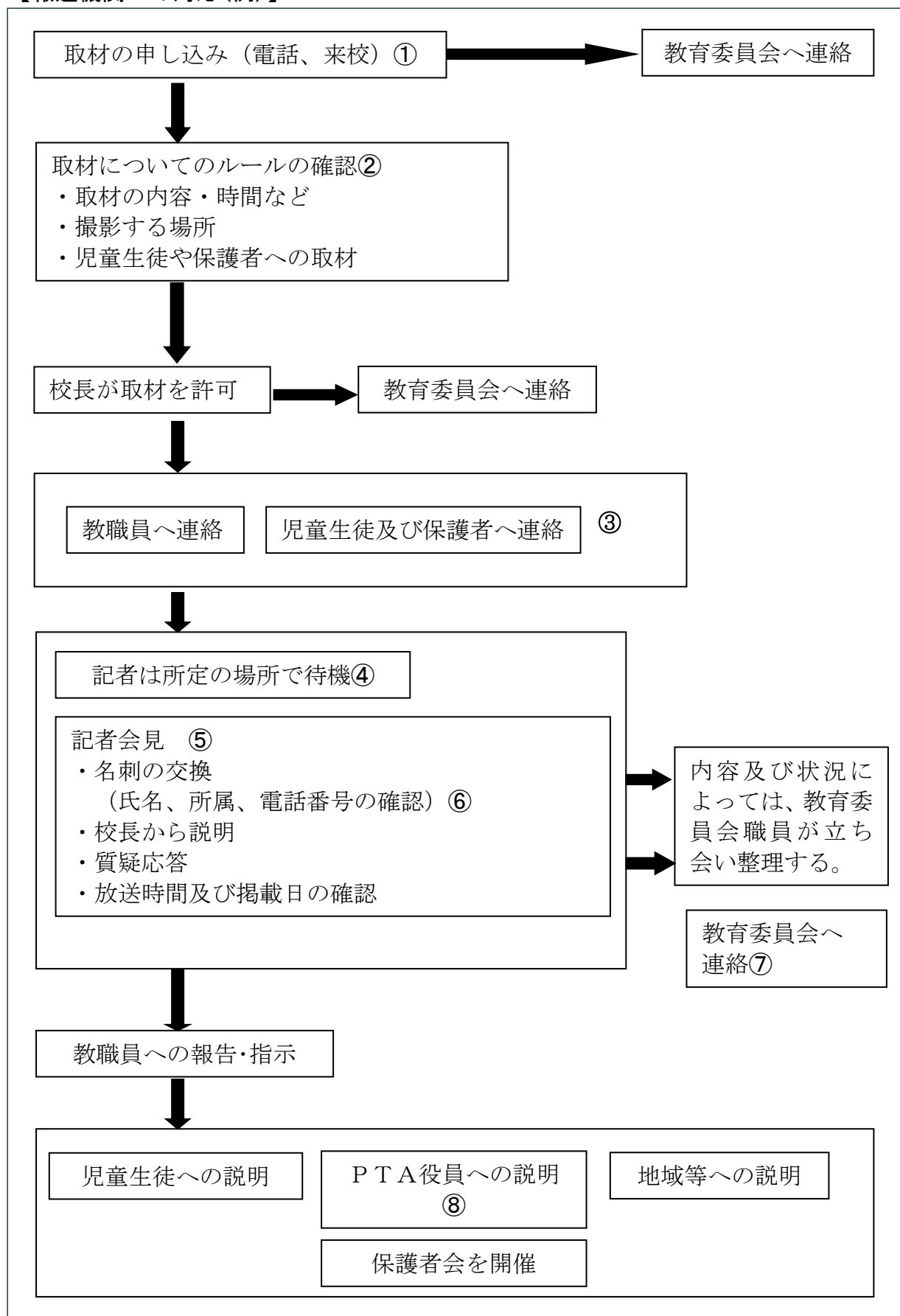
(例)

- ア 生徒指導体制の確立
- イ 生徒指導部と他の分掌との連携
- ウ 生徒指導部と担任との連携
- エ 児童生徒の欠席、遅刻、早退の把握と保護者との連携
- オ 緊急連絡網（教職員、児童生徒、保護者、関係機関）の確認
- カ 児童生徒が悩みや不安を相談できる相談体制の確立
- キ 個人面談や家庭訪問などをおして、児童生徒の状況把握
- ク 保護者との連携
- ケ 地域や関係機関との連携

※ 生徒指導資料No. 21「危機管理について」（平成12年2月広島県教育委員会）

【報道機関への対応(例)】

(①～⑧については次頁参照)



【①～⑧についての説明】

- ① 取材の申し込みに対して、現時点で判明している「事実をもとに」、「何がわかっていること」で、「何が不明なこと」であるのか、「学校として、どうしようとしているのか」などの点について整理して説明することが必要である。

情報不足が不信感や憶測を呼ぶこととなりやすいことから、基本的には、説明することが必要である（アカウンタビリティ）。

取材に応える場合には、次の点に留意することが大切である。

- ア 児童生徒が混乱を起こさないこと
- イ 学校の秩序を守ること
- ウ 個人のプライバシーを守ること
- エ 保護者に学校不信をいだかせないこと
- オ 地域に信頼される学校づくりを進めること

また、教育活動や対応に支障をきたさないようにするため、時間や場所を制限せざるを得ない場合には、その理由を丁寧に説明して、可能な時間や場所を設定する。

- ② 取材内容の記録係を決め、取材目的、内容を再度確認の上、取材の方法、時刻及び取材時間を設定する。取材が複数社の場合は代表者を決めてもらう。テレビ取材については、何を撮影するのかをあらかじめ確認し、トラブルの未然防止に努める必要がある。
- ③ 教職員に取材があることを伝え、必要があれば児童生徒及び保護者への説明をしておく。
- ④ 待機場所には、張り紙をし、学校の担当者（複数）を配置しておく。複数社での取材の場合は、特に必要である。

⑤ 誠意を持って、事実のみを述べること

ア 「言えないことは言えない。」とはっきり理由をつけて説明すること

イ 聞かれたことのみを的確に答えること

ウ ミスリード的な相槌はうたないこと（同意されたものとしてとらえられる心配がある）

エ 意見、感想を求められたときは、特に慎重に対応すること（その言葉が記事になることを踏まえること）

オ 公開してもよい資料は、先手で配布すること（事前に教育委員会に連絡し相談すること）

カ 失言、事実と異なる話は、その場で素直に陳謝、訂正すること

キ 記事にしてもらっては困るが、話を進めるために必要であると思われる内容については、オフレコの利用も考慮すること（複数社と同時に対応する場合には、オフレコは通用しにくいことに注意すること）

⑥ 報道時間の確認をしたり、誤解されやすい内容や誤った内容を話した場合などに、連絡、訂正を行うためにも名刺交換をしておくこと

⑦ 取材時間、取材概要を教育委員会へ報告する。また、新聞記事等も保存しておくこと

⑧ 基本的に保護者には知らせる。プライバシーに十分配慮し、学校の方針について理解と協力を求めること

第5章 生徒指導に関する危機管理

Ⅱ（参考）各種対応に係るフローチャート

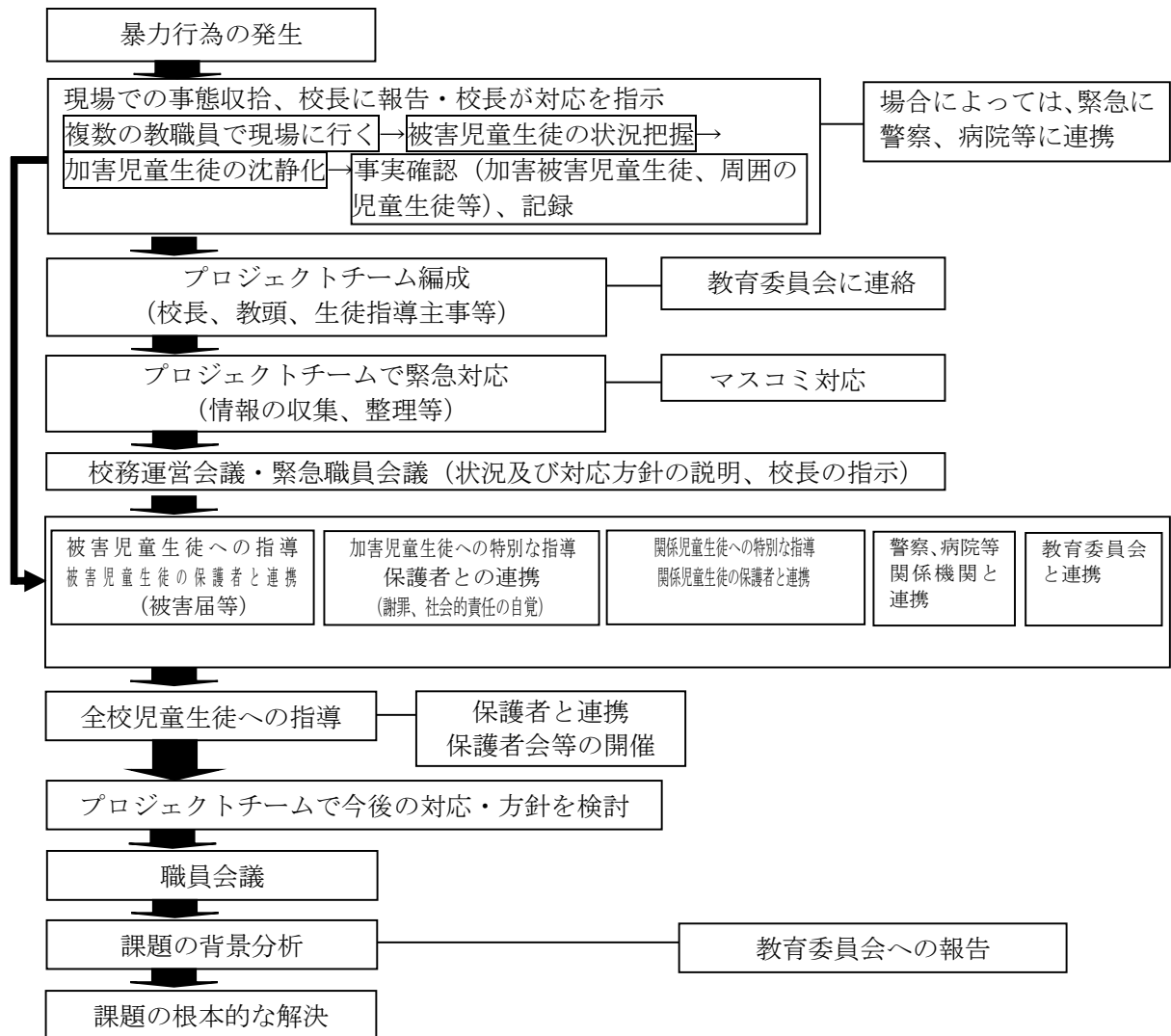
1：暴力行為 2：教室における盗難 3：金銭強要 4：自殺予告 5：家出等 6：薬物乱用等
※図中の「プロジェクトチーム」は、第5章Ⅰ内の「緊急対策本部」を指します。

1 暴力行為

(1) 予測と防止

- ア 教職員の研修等において、事例研究を行い最新の実態を把握しておくとともに、実際の対応を想定してシミュレーションしておく。
- イ 児童（生徒）会活動、学級（ホームルーム）活動等において、他人への思いやりや人を大切にする指導及び、社会のルールを守る規範意識を育てる取組を行う。
- ウ 定期的に校内の巡回を行うとともに「いかなる暴力も許さない」ことを日常的に徹底して指導する。
- エ 学級通信等を活用して児童生徒への啓発活動、保護者への理解と協力を求めるとともに、PTA総会等、あらゆる機会を通じて連携体制をつくる。

(2) 実際の対応（例）



(3) 課題の根本的な解決

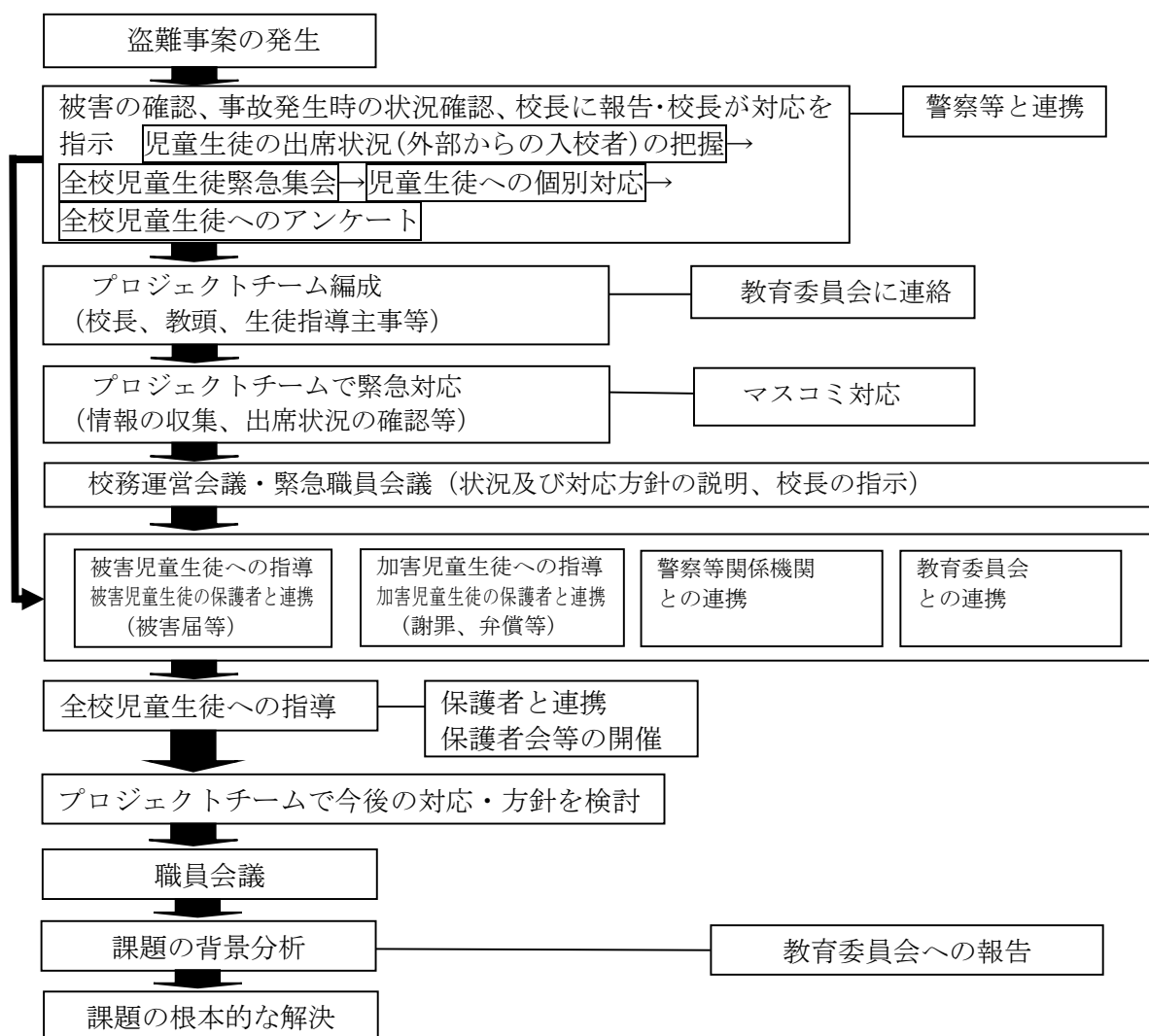
- ア 全校児童生徒に対して暴力行為は絶対に許すことのできない犯罪行為であることの意識を持たせるよう指導する。
- イ 被害を訴えることは勇気ある行動で、より大きな問題を防ぐことにつながることを日常的に指導する。
- ウ 教職員が毅然とした態度で指導が行えるよう、体制づくり・対応方法などについて定期的に校内研修会を開く。
- エ 通学途中や家庭での様子から兆候がつかめるよう、地域や保護者との連携を図る。

2 教室における盗難

(1) 予測と防止

- ア 部外者の無断入校の禁止の看板、教室の移動の際の施錠、貴重品管理の徹底、教職員による校内の巡回など学校、教室管理を徹底する。
- イ 児童（生徒）会活動、学級（ホームルーム）活動等において、貴重品の管理や、不要な物品は学校へ持ってこないことや、自分の持ち物に名前を書くことなどを指導しておく。
- ウ 学級（ホームルーム）担任や教科担任、養護教諭等により、全校児童生徒の欠席・遅刻や早退、授業への出席状況など児童生徒の所在の把握を徹底する。
- エ 学級通信等を活用して貴重品や不必要なお金を持たせないよう保護者へ協力を求め、学校と保護者が一体となって取組む。

(2) 実際の対応（例）



(3) 課題の根本的な解決

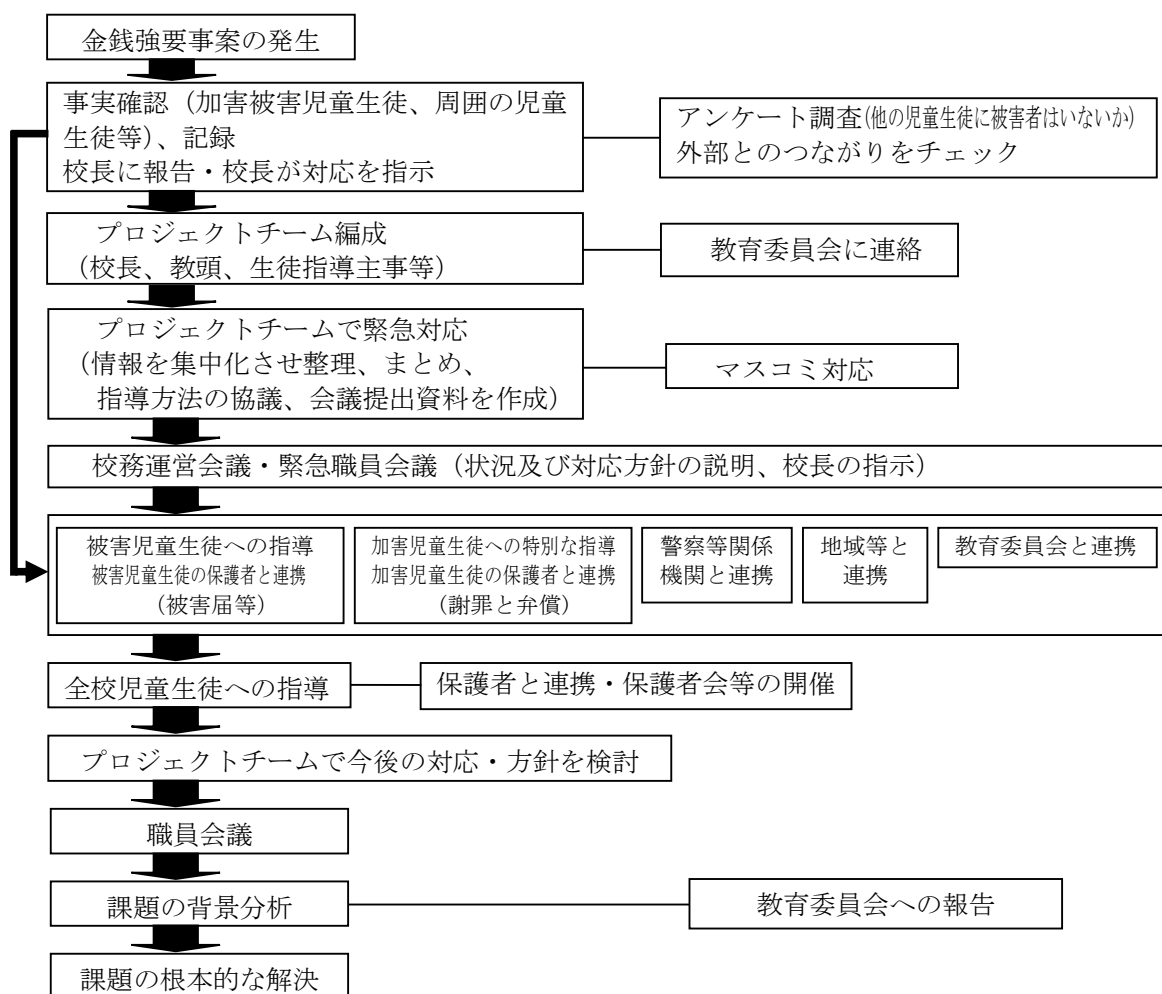
- ア 当該児童生徒への指導については、保護者と十分に連携して背景を明らかにし取り組む（カウンセラーや専門機関とも連携して取り組む）。
- イ 他の問題行動（万引き、金銭強要、いじめ、暴走族等）との関連を含め、気になる児童生徒の情報を全教職員で共有できる体制をつくる。
- ウ 保護者に対して、盗難に対しては毅然として対応することなど学校の方針を明確にするとともに、貴重品や不必要なお金などを学校に持参させないことを協力依頼する。

3 金銭強要

(1) 予測と防止

- ア 教職員の研修等において、事例研究を行い最新の実態を把握しておくとともに、実際の対応を想定してシミュレーションしておく。
- イ 日頃から、児童（生徒）会活動、学級（ホームルーム）活動等において、他人への思いやりや人を大切にする指導、また、社会のルールを守る規範意識を育てる取組を行う。
- ウ 児童生徒間の望ましい人間関係づくりや、児童生徒が悩みや不安などを相談しやすい相談体制をつくる。
- エ 学級通信等を活用して、不必要なお金を持ってこないよう、保護者への理解と協力を求めるとともに、PTA総会等、あらゆる機会を通じて連携体制をつくる。

(2) 実際の対応（例）



(3) 課題の根本的な解決

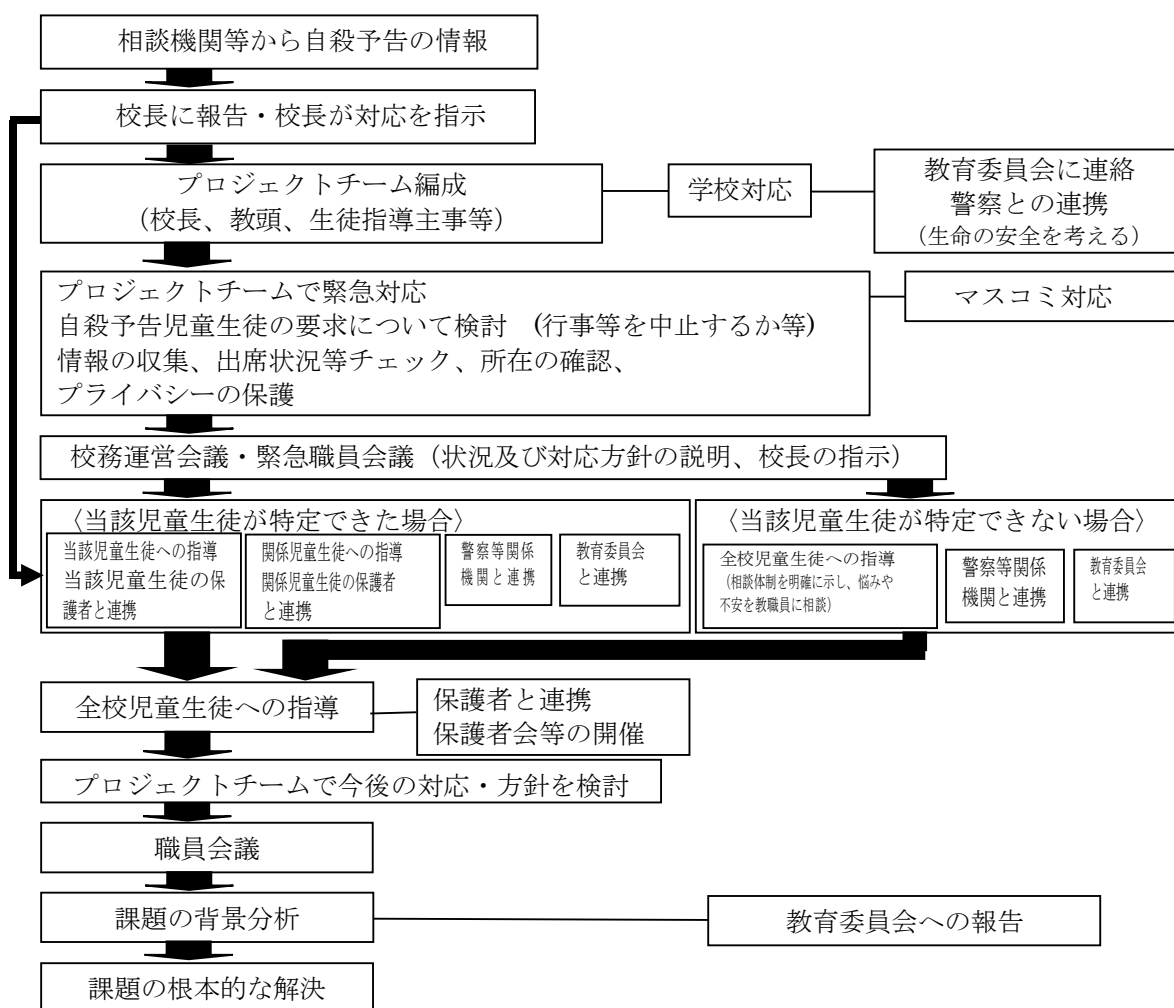
- ア 全校児童生徒に規範意識を育てるとともに、自然体験活動やボランティア活動を行うなど教育内容を工夫し、人間としての在り方・生き方についての指導を徹底する。
- イ 教職員が毅然とした態度で指導が行えるように校内研修を行うとともに、金銭強要は絶対に許さないという学校の方針を明確にする。
- ウ 気になる児童生徒の情報を全教職員で共有できる体制をつくる。
- エ 保護者に対して、金銭強要は絶対に許されないという規範意識を児童生徒に持たせるよう協力を依頼する。

4 自殺予告

(1) 予測と防止

- ア 「生命尊重」「人権尊重」の精神の育成を教育活動全体を通して行うとともに、教職員と児童生徒及び児童生徒相互の共感的な人間関係づくりに努める。
- イ 学校生活の意義の自覚と目的意識の高揚を図り、児童生徒一人一人が存在感の持てる学級経営を行う。
- ウ 関係機関と連携し、相談体制の確立を図る。
- エ 学校通信等を活用して保護者との連携を図り、学校・家庭が一体となって取組む体制を確立する。
- オ 自殺予告電話などへの対応・方針について、あらかじめ研修をしておく。

(2) 実際の対応（例）



(3) 課題の根本的な解決

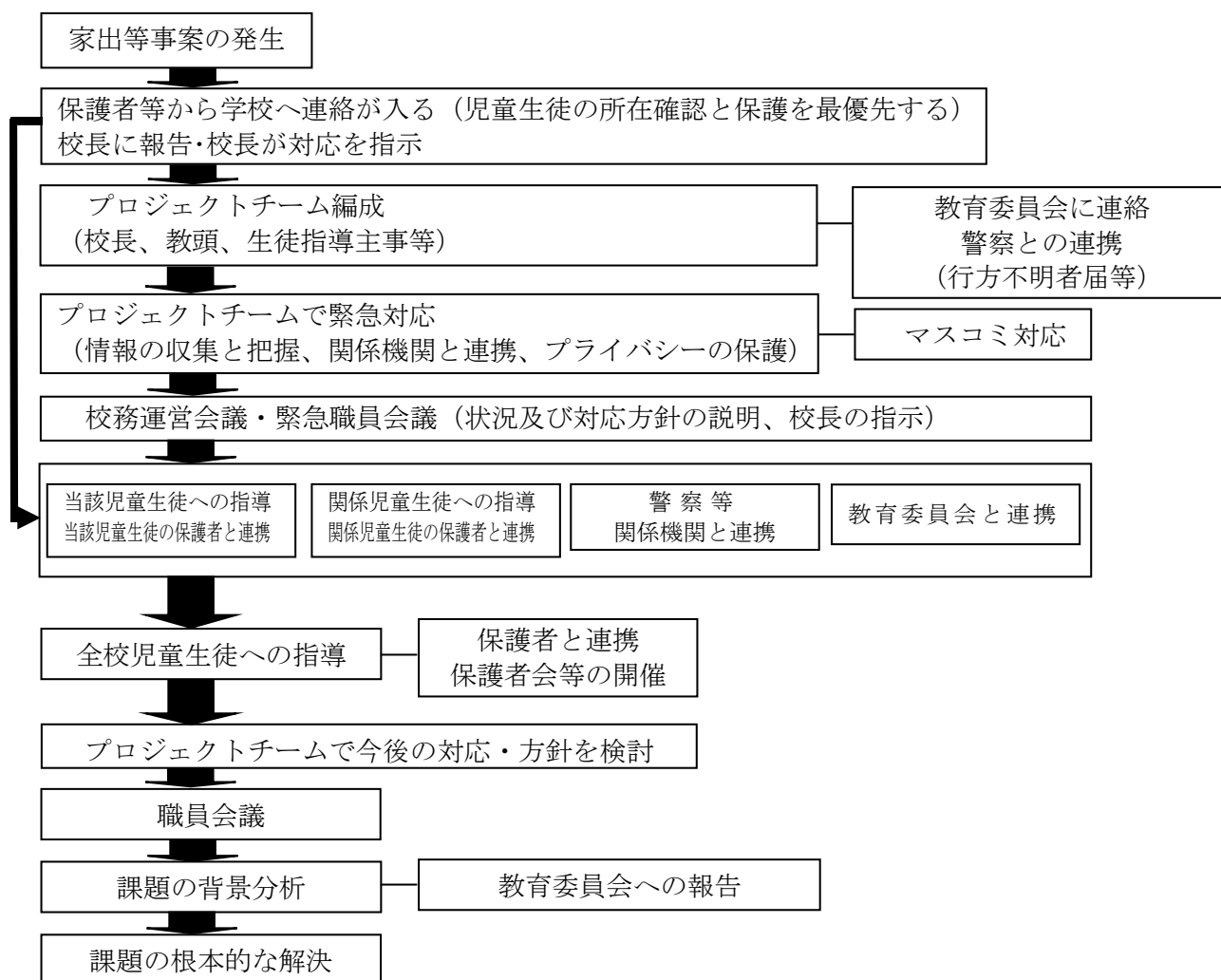
- ア 自然とのふれあいや奉仕活動・勤労体験など教職員と児童生徒の共通の生活体験の場を設定し、ふれあいを深めたり、居場所をつくったりするよう取り組む。
- イ 関係機関と連携し教職員研修を行い、児童生徒が悩みや不安を相談できる教育相談体制を確立するとともに、日常的に児童生徒に関する情報交換の場をもつ。
- ウ 学校での児童生徒の状況、家庭での状況について、日常的に、情報交換できるよう保護者との連携を図る。
- エ 児童（生徒）会活動や学級（ホームルーム）活動等において悩みや不安を訴える手段として、自殺予告の電話などは問題の根本的な解決にはならないことを徹底して指導する。

5 家出等

(1) 予測と防止

- ア 教職員と児童生徒及び児童生徒相互の共感的な人間関係づくりに努める。
- イ 学校生活の意義の自覚と目的意識の高揚を図り、児童生徒一人一人が存在感の持てる学級経営を行う。
- ウ 関係機関と連携し、児童生徒が悩みや不安を相談できる教育相談体制の確立を図るとともに、児童生徒の行動や心情を細かく観察できる体制をつくる。
- エ 学校通信等を活用して保護者との連携を図り、学校・家庭が一体となって取り組む。

(2) 実際の対応（例）



(3) 課題の根本的な解決

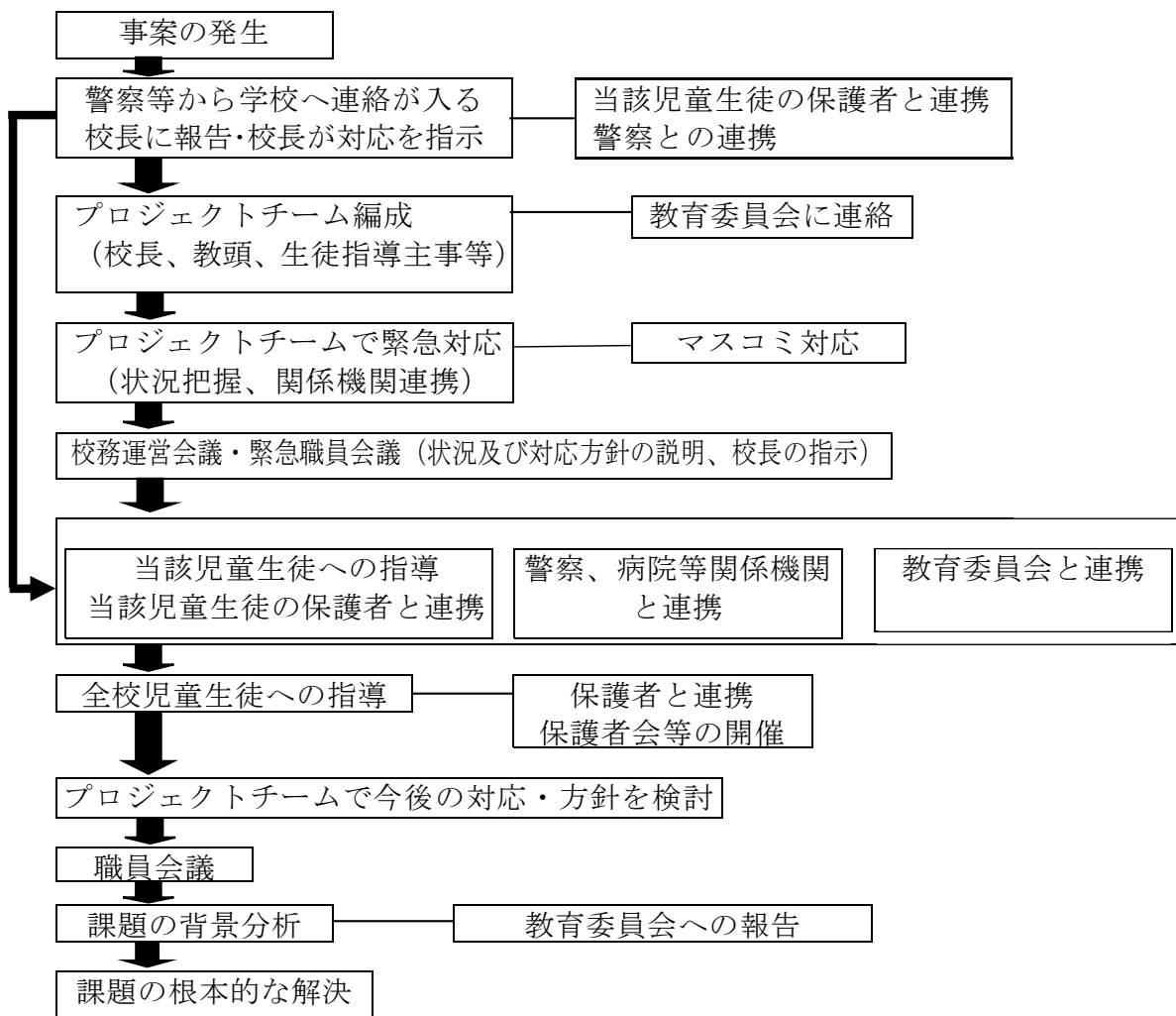
- ア 学校教育活動全般を通じて、学校生活の意義の自覚と目的意識の高揚を図るとともに、児童生徒と教職員、児童生徒同士の望ましい人間関係がつかれるよう教育内容を工夫する。
- イ 家出をした児童生徒への事後対応は温かい態度で接し、本人の気持ちを整理させ、時間をかけて指導する。
- ウ 関係機関と連携し、教職員がカウンセリングなどについての研修を行い、教育相談体制を確立する。
- エ 関係機関、家庭と連携を図り、協力しながら児童生徒に対応できる体制を確立する。

6 薬物乱用等

(1) 予測と防止

- ア 薬物乱用等の有害性、危険性等について、教職員の研修等において確認しておくとともに、実際の対応についてもシミュレーションしておく。
- イ 全校集会、学年集会、児童（生徒）会活動、学級（ホームルーム）活動等において、関係機関と連携し非行・薬物防止教室を開くなど、薬物乱用等の有害性、危険性を認識させる。
- ウ 保護者との連携を密にし、家庭での子供の状況等について情報交換できるよう協力を依頼する。

(2) 実際の対応



(3) 課題の根本的な解決

- ア 未然防止のため、全校児童生徒に対し、薬物はたとえ1回でも使用すれば、身体的に有害、危険であることや所持しているだけで法律に違反し罰せられることについて、非行・薬物防止教室等で指導を徹底させる。
- イ 日常的に、児童生徒の表情や行動、交友関係等を細かく観察し、情報交換ができる体制をつくる。
- ウ 警察等関係機関と連携し、教職員が研修を行い最新の知識と情報を持つよう努める。
- エ 学校通信や保護者懇談会などをとおして、薬物乱用に対する啓発活動や資料提供を行うとともに家庭と緊密な連携をとる。

生徒指導のてびき

軌 跡

は じ め に（旧 版）

21世紀を担う児童生徒をすこやかにはぐくむことは、我々すべての大人の願いであり、責務であります。

しかしながら、児童生徒の問題行動は大幅に増加しており、凶悪・粗暴化するとともに低年齢化しています。戦後第四のピークを形成しつつあるといわれており、極めて深刻な状況にあります。

また、残念なことに、本年になってナイフによる傷害事件や県立高校生が金銭強要、暴力を受けた後に自殺するといった痛ましい事件などが起こっております。

二度とこのような事件を起こさないよう、全力で取り組んでいきたいと考えております。

児童生徒の問題行動の背景は、情報化や少子化など社会が急激に変化する中で、家庭における幼少時からのしつけの問題、児童生徒の多様な適正とに十分対応できていない学校の在り方、物質的な豊かさや利便さを追い求め、他人への思いやりや連帯感の希薄化がすすんでいる社会状況など、家庭、学校、地域社会のそれぞれの要因が複雑に絡み合っていると考えられます。

問題行動の解決のためには、我々大人が児童生徒の成長を温かく見守りつつ、児童生徒に、地域社会の中で様々な生活体験、社会体験、自然体験をとおして、社会性ととともに豊かな人間関係を築く力を身につけさせることが必要です。

そのためには、学校、家庭、地域が話し合いながら、それぞれがなすべきこと、できることを明確にして、共に子どもたちを育てていくための「地域ネットワーク」づくりに取り組む必要があります。

とりわけ、学校においては、校長のリーダーシップのもとに、生徒指導体制を確立し、一致協力して組織的に取り組むことが大切です。また、学校内だけですべての問題を解決しようとする「抱え込み」意識を捨て、家庭、地域、関係機関などとの「開かれた」連携による取組みをすすめていかなければなりません。

学校においては、児童生徒の問題行動を防止するために、主に次の四点が必要であると考えます。

- ① 人間としての在り方生き方についての自覚を深めさせるとともに、心の教育を充実させ、児童生徒が自己実現を図ることができる教育を推進すること。
- ② 基本的な倫理観、規範意識を育てる教育を充実させること。
- ③ 問題行動にいたることを防ぐ教育を推進すること。
- ④ 問題行動に対して、迅速に対応ができ、再発を防止することができる体制を確立すること。

この冊子は、以上の四点のうち、三点目の「問題行動にいたることを防ぐ教育を推進すること」についての一つの基本的な考え方、留意点及び進め方をまとめたものです。

特に、問題行動の解決のために重要なことは、教職員が、問題行動は、「存在感がない」「学校に所属感がもてない」「将来に希望がもてない」などの児童生徒の発するサインとしてとらえ、児童生徒に、自らの在り方生き方をしっかりと考えさせるチャンスとすることです。

各学校において、この冊子を参考資料として活用し、児童生徒がいじめや暴力等の問題を自分自身の問題としてとらえ、防止することができる力を培い、一人一人の児童生徒が安心して学ぶことができる学校づくりをすすめてください。

平成10年12月

は じ め に (旧 版)

最近の児童生徒の問題行動等の状況をみますと、ナイフによる傷害事件や高校生が覚せい剤を所持し逮捕されるという事件、さらには、県立高校の生徒が金銭強要や暴力行為を受けた後に自殺するという事件が起きるなど、極めて深刻な状況にあります。

また、喫煙、万引きなどは、年々増加するとともに、低年齢化しており、基本的な倫理観や規範意識の低下が指摘されています。

児童生徒の問題行動の背景は、情報化や少子化など社会が急激に変化する中で、家庭における幼少時からのしつけの問題、児童生徒の多様な適正等に十分対応できていない学校の在り方、物質的な豊かさや利便さを追い求め、他人への思いやりや連帯感の希薄化がすすんでいる社会状況など、家庭、学校、地域社会のそれぞれの要因が複雑に絡み合っていると考えられます。

問題行動を解決していくための基本的な観点は、問題行動を、「存在感を味わうことができない」「集団への所属感がもてない」「やすらげる場所がない」「自分の生き方を見失っている」など、児童生徒が発するサインとしてとらえることです。また、大人社会の価値観が、子どもたちに大きなストレスや悪影響をもたらしており、問題行動は大人社会の在り方が問われている問題であるにとらえることだと考えます。

問題行動を起こした児童生徒の指導については、安易に指導から切り離すことは根本的な解決にならないという基本認識にたって、児童生徒の心情、背景を丁寧に探り、課題を明確にして取り組むことが大切です。

また、カウンセリングマインドをもって児童生徒を指導し、共感的な人間関係や信頼関係をつくること、児童生徒に、社会のルールや善悪の判断力を身に付けさせるとともに、児童生徒の年齢に応じて、自分の行為には責任をとるといった姿勢を育成するよう指導していくことが重要です。

学校においては、校長のリーダーシップのもとに、組織的に取り組んでいく必要がありますが、加えて、学校内のみですべての問題を解決しようとする「抱え込み」意識を変革しなければなりません。学校が、主体性をもって「開かれた」連携をすすめていかなければなりません。

この冊子は、校内の生徒指導体制の確立とともに、児童生徒の具体的な問題行動に係る指導及び関係機関との連携について、基本的な考え方や指導上の留意点をまとめたものです。

各学校において、この冊子を参考資料として活用し、一人一人の児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、一層の生徒指導の充実を図ってください。

平成11年1月

は じ め に（旧 版）

急激に進む少子化や都市化の影響、低下する家庭や地域社会の教育力などを背景として、いじめ、不登校、暴力行為、凶悪犯罪が続発するなど、児童生徒を取り巻く状況は深刻です。

このような状況を踏まえ、広島県では、平成12年11月、「ひろしま夢未来宣言」において、県民の願いと信頼に応える新たな「教育県ひろしま」を創造することをうち出しているところです。

激しい変化が予想される21世紀において、学校に求められているものは、自ら学び、考えるという確かな学力をつけていくとともに、規範意識や倫理観、他人への思いやりの心など、集団や社会の一員としての自覚や豊かな人間性をはぐくむことです。

このため、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割と責任を果たしながら、相互に協力することが一層求められています。

県教育委員会では、これまで、問題行動への適切な対応といった面のみならず、家庭、地域社会に開かれた取組みをすすめる、児童生徒の人格のよりよき発達を目指すという積極的な生徒指導を推進するため、研修資料として、「生徒指導ハンドブック」「問題行動に関する防止学習プログラム」「生徒指導に関する危機管理マニュアル」を配布してきました。

これらの資料は、現在まで広く活用されてきましたが、この間に社会の状況が変化したり、児童生徒に関する法律の改正等が行われ、今日の新しい状況に適切に対応できる内容とする必要が生じてきました。

このため、集団生活におけるルール等の指導、暴走族追放の促進に関する条例、少年法の改正、出席停止の措置等について加筆・修正するとともに、「生徒指導のてびき」として一冊に編集しました。

この資料が十分に参考にされ、生徒指導上の課題を解決するための具体的な方法について検討し、学校体制の見直し、校内研修会、生徒指導主事研修会等に活用されることを期待しています。

平成13年3月

改訂に当たって（旧版）

本来、学校は児童生徒が夢や希望をもって自主的、自発的に活動し、自己実現できる場でなければなりません。しかしながら、「生徒指導のてびき（旧版）」を発行した平成12年前後の本県は、自分に自信がもてず人間関係に不安を感じていたり、好ましい人間関係を築けず社会性を十分身につけていなかったりする児童生徒や暴走族と関係をもつ生徒がみられ、生徒指導上の問題が多発するなど、深刻な状況にありました。

そのため、県教育委員会では、校長を中心とした生徒指導体制を確立することが、最重要課題であるとの認識のもと、重点的な取組を推進して参りました。

特に、平成14年度から3年間、生徒指導重点校を指定し、中学校においては暴力行為の発生件数の半減を、高等学校においては中途退学者数の半減を目標に設定し、「生徒指導体制の確立」、「学習指導の充実」、「開かれた学校づくり」の3点を取組の柱として課題の解決を図って参りました。その結果、中学校、高等学校ともに目標を達成するなど、大きな成果をあげることができました。

このような成果をあげることができたのは、各生徒指導重点校が特別な取組を行ったからではなく、教職員がベクトルの向きをそろえ、それぞれの立場で責任を全うし、生徒、保護者、地域を巻き込む取組を推進するなど、日々、学校が組織として地道な教育活動を積み重ねたことにあると認識しています。

これらの各学校の取組の理論的背景となった、「生徒指導のてびき（旧版）」は、問題行動への適切な対応や児童生徒の人格のよりよい発達を目指す積極的な生徒指導、校内の生徒指導体制の確立に向けた取組、関係機関との連携、問題行動の未然防止、危機管理などについて、基本的な考え方や留意点など、生徒指導を進める上で重要な事項を網羅した内容となっています。

このことから、この資料は、平成13年3月の配布以降現在まで、校内での生徒指導研修や各学校で起こった問題行動への対応で活用されるなど、生徒指導推進の指導書として広く利用されてきました。

しかし、この間、教育基本法や関連法令等の改正等が行われたことや、児童生徒を取り巻く社会環境も変化するなど、時代の流れに適切に対応できる内容とする必要が生じてきたことから、この度、新たに「携帯電話などICT機器に係る指導について」、「問題行動発生時の対応」、「不登校」、「高等学校における中途退学」、「児童虐待」、「デートDV」を項目に加えるとともに、その他の内容についても、加筆・修正を行いました。

この「生徒指導のてびき（改訂版）」が、各学校においてこれまでも増して幅広く活用され、生徒指導の充実に役立つことを願っています。

平成22年3月